

フードバンクちば サポート会 規約

第1条 (名称)

本会の名称を「フードバンクちばサポート会」と称する。

第2条 (所在地)

本会は、事務所を千葉市中央区川崎町 60 とする。

第3条 (目的)

本会は、フードバンクちばを経済的に支援し、フードバンクちばの運営に協力して、その発展に寄与することを目的とする。

第4条 (設立日)

本会の設立日は、以下のとおりとする。

2016年5月1日

第5条 (会員の資格)

本会の会員は、フードバンクちばの目的・活動に賛同し、会費を納入してフードバンクちばの活動を支える個人および法人・団体とする。

第6条 (会員の種類)

本会の会員は、個人が入会する個人サポート会員と、法人・団体が入会する団体サポート会員の2種類とする。

第7条 (役員)

本会に役員として代表1名を置く。

第8条 (代表)

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。

第9条 (会費)

本会の会員は次の会費を納入するものとする。

1. 個人サポート会員：1口 2,000円/年とし、1口以上を負担する。
2. 法人・団体サポート会員：1口 10,000円/年とし、1口以上を負担する。

第10条 (会費の使途)

本会の会員が納入した会費は、フードバンクちばへの使途を特定しない寄付金として取り扱う。

第11条 (特典)

本会の会員はフードバンクちばが主催するイベントへの優待を受けることができる。また、フードバンクちばが発行するニュースレターを受け取ることができる。

第12条 (脱退)

本会の会員が脱退しようとするときは、退会の1カ月前までにフードバンクちばに届け出るものとする。

第13条 (会員資格の喪失)

本会の会員は、次の各号に該当するときは、資格を喪失するものとする。

- (1) 所定の退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失除宣告を受けたとき。
- (3) 法人または団体の会員の場合、その法人または団体が消滅したとき。
- (4) 所定の会費を継続して2年間に渡り滞納が生じたとき

第14条 (その他)

本会の運営について本規約に定めのない事項はフードバンクちば運営委員会で決定する。

附 則

1. この規約は、フードバンクちばサポート会設立日である、2016年6月11日より施行する。
2. この規約は2019年8月6日より改定する。

以 上